

福祉用具等貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が有する物品の有効活用を図り、地域福祉の向上に資することを目的に行う福祉用具等の貸出事業について必要な事項を定めるものとする。

(福祉用具等)

第2条 貸出を行う福祉用具等は、本会が所有する物品で別表に掲げる物とする。

(貸出対象者)

第3条 福祉用具等の貸出は、宇部市内で活動しており、次の各号のいずれかに該当する団体（法人格の有無は問わない）に対して行うものとする。

- (1) 福祉教育を推進するために、学校関係等で福祉教育用具が必要な団体
- (2) 活動内容を充実させるために、ふれあい・いきいきサロン活動団体、本会登録ボランティア団体、自治会単位で活動する団体等で地域福祉用具が必要な団体
- (3) その他、本会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認める団体

(貸出申請)

第4条 福祉用具等を借り受けようとする団体は、福祉用具等借用申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

- 2 福祉用具等借用申請書は、利用日の3ヶ月前から1週間前の間に申請しなければならない。

(貸出期間、頻度及び種類)

第5条 福祉用具等の貸出期間は、2週間以内とする。

- 2 福祉用具等の貸出頻度は、1ヶ月に1回とする。
- 3 福祉用具等の貸出は、1回の貸出につき3種類までとする。

(貸出の制限)

第6条 福祉用具等の使用目的が次のいずれかに該当するときは、貸出を行わない。

- (1) 営利的な目的に利用する恐れがある場合
- (2) 政治的又は宗教的活動に利用する恐れがある場合
- (3) 福祉用具等の利用が2週間以上の長期に及ぶ恐れがある場合
- (4) その他、貸出が適当でないと会長が認める場合

(転貸の禁止)

第7条 利用者は、貸出を受けた福祉用具等を転貸してはならない。

(使用料)

第8条 福祉用具等の使用料は、無料とする。ただし、貸出する福祉用具等の運搬に要する経費は利用者の負担とする。

(福祉用具等の故障及び故障に伴う賠償)

第9条 利用者は、貸出を受けた福祉用具等を損傷、汚損又は紛失した場合は、速やかにその旨を会長に届出なければならない。

2 損傷、汚損又は紛失の理由が、利用者の管理が不十分なために生じたものであるときは、利用者の負担において原形に復するものとし、会長は当該利用者に対し損害の実費を弁償させることができる。

3 利用者は、福祉用具等の利用に際して事故が発生した場合、あらゆる損害について一切の賠償権を本会に対して行使しないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。